

運動部活動に係わる活動方針

八戸学院光星高等学校

基本方針

○生徒が自主的、計画的かつ効率的に活動することを通して、文武両道を実現できるよう、教育的な配慮をし、生徒の心身の健全な育成を図る。

○事故の未然防止のため、生徒の健康状態を十分に把握し、活動場所や活動内容などの安全管理に努める。

○生徒の人権に配慮し、技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、楽しみながら活動する面との両立を図る。

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスがとれた生活を送り、充実した運動部活動が行えるように、以下の基準を定める。

1. 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに月ごとの活動計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、運動部活動に係わる活動方針を策定し、生徒・保護者に公表する。
- (3) 部活動顧問は、相互に協力し、職員間で情報交換をしながら運営にあたる。
- (4) 運動部活動における外部指導者の活用を推進する。
- (5) 管理職は、部活動視察を実施し、各運動部の活動内容の把握に努めるとともに、生徒や教員の負担が過度な場合、当該顧問と面談をして、適宜、指導・是正を行う。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部顧問は、スポーツ障害・外傷の予防や学習とのバランスがとれた学校生活への配慮等、生徒の心身の健康管理に努める。
- (2) 校長や運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を実施し、事故防止に努める。
- (3) 運動部顧問は、適切な声かけなどにより生徒との良好な関係を築き、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- (4) スポーツ医・科学の見地から、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3. 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として、週当たり2日以上（平日1日、土・日に1日）の休養日を設けるよう努める。ただし、やむを得ず週休日（土・日）の両日に部活動を実施した場合は、年間の休養日が週平均2日以上となるように休養日を他の日に振り替える。
- (2) 学校閉庁日や年末年始、定期考査の期間等を利用して、ある程度まとまった休養期間を設ける。考査3日前は原則、部活動は行わない。
- (3) 学期中の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。長期休業中の活動は学期中の休業日に準ずる。（練習試合や大会等は除く）

4. 学校単位で参加する大会等の見直し

学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や運動部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会等を定める。

なお、この方針は、青森県教育委員会の「運動部活動の指針」に基づいて策定したものである。